

年 月 日

（あて先）板橋区保健所長

管理者住所

氏 名

【担当者名： 担当者連絡先： 】

診療用高エネルギー放射線発生装置備付届

下記のとおり診療用高エネルギー放射線発生装置を備えるので、医療法第15条第3項及び医療法施行規則第25条の規定により届け出ます。

記

診 療 所	名 称			
	所 在 地		板橋区 電 話 番 号 () ファクシミリ番号 ()	
線診療発生装置に関する事項	製 作 者 名			
	型 式			
	定格出力	電 子 線	メガ電子ボルト (MeV)	
		エックス線	メガボルト (MV)	
放射線、放射線技師科診療の医療氏師に名又は従及び診す経歴	氏 名	職 種	放射線診療に関する経歴	
使用開始予定時期		年 月 日		

(裏)

診療用高エネルギー放射線発生装置に関する構造設備	発生管容器の漏えい放射線 (利用線錐の放射線量の1/1000)	以下 ・ 超える	
	照射終了直後の不要放射線からの防護措置	有 ・ 無	
	放射線発生時の自動表示装置	有 ・ 無	
	インターロック装置	有 ・ 無	
	エックス線装置の併設	有 ・ 無	
	移動型の場合の保管場所		
診療用高エネルギー放射線発生装置使用室の放射線障害防止に関する構造設備	使用の場所		
	建築物の構造	耐火構造 ・ 不燃材料	
	遮へい物 遮へい物を設ける場所	構造、材料、厚さ	
		天井	
	床		
	周囲の画壁等	(東)	
		(西)	
		(南)	
		(北)	
	出入口の扉		
	操作室	有 ・ 無 ()	
	監視用モニター等	有 ・ 無	
	出入口の数	通常出入口 箇所 非常口 箇所	
使用室の標識	有 ・ 無		

診療用高エネルギー放射線発生装置使用室の放射線障害防止に関する予防措置の概要	放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示		有	・	無	
	出入口の使用自動表示		有	・	無	
	画壁等外側の実効線量が1ミリシーベルト/週以下となる措置		有	・	無	
	管理区域	管理区域を設ける場所	別添図面のとおり			
		境界における実効線量が1.3ミリシーベルト/3月以下となる措置	有	・	無	
		立入制限措置	有	・	無	
		標識	有	・	無	
	敷地の境界等	敷地内居住区域及び境界における実効線量が250マイクロシーベルト/3月以下となる措置	有	・	無	
		入院患者（診療により被ばくする放射線を除く。）の実効線量が1.3ミリシーベルト/3月以下となる措置	有	・	無	
	その他	取扱者の被ばく測定器具				

注意事項

- 1 隣接室名、上階及び下階の室名並びに周囲の状況を明記した診療用高エネルギー放射線発生装置使用室の平面図及び側面図を添付すること。
- 2 使用室図は、照射方向、発生管の中心から天井、床及び周囲の画壁の外側までの距離（メートル）並びに防護物の材料及び厚さを記入した50分の1又は100分の1の縮図とすること。
- 3 管理区域の標識等の位置を使用室図中に記入すること。
- 4 放射線診療に関する経歴欄には、医師、歯科医師又は診療放射線技師の免許登録番号及び年月を記入すること。
- 5 漏えい放射線測定記録は、届出に添付不要であるが、測定記録を保管しておくこと。